

うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県が行う県民意見提出手続に関し必要な事項を定めることにより、県民生活に密接に関連する県の重要な施策について、県民等と情報を共有しながら、多様な意見や情報、専門的な知識等を広く求め、県の政策形成過程に反映させ、もって、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「うつくしま県民意見公募」とは、県の重要な施策に関する計画等及び条例案を立案する過程において、その立案に係る趣旨、その他必要な事項を県民等に公表し、それらに対して提出された県民等の意見等を県行政に反映させる手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、福島海区漁業調整委員会及び内水面漁業調整委員会をいう。

（対象）

第3条 うつくしま県民意見公募は、次に掲げる計画等や条例案（以下「計画等」という。）を決定する際に実施するものとする。ただし、うつくしま意見公募と同様の手続が法令により定められているもの、事案の内容により迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更等についてはこの限りでない。

- （1）県の総合計画並びに県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針及び基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- （2）県民生活に密接に関連する重要な施策及び手続を定める条例の制定又は改廃
- （3）県民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

2 前項に規定するもののほか、実施機関は必要と認める場合には、この要綱に準じた手続を行うことができる。

(計画等の案及び概要の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項に掲げる計画等についての決定を行う前の適切な時期に、計画等の案（条例にあっては、条例案の素案又は骨子。以下同じ。）及び概要を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、実施機関は次に掲げる資料（以下「公表資料」という。）を公表するよう努めるものとする。

(1) 計画等を決定する目的及び背景

(2) 計画等に関する次に掲げる資料

ア 根拠法令

イ 計画等を策定又は改定する場合には、上位計画等の概要

ウ 計画等の案を策定するに際して整理した論点

エ 計画等の実現によって生じることが予測される影響又は効果の程度及び範囲

オ その他必要な資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 県政情報センター及び各地方振興局の県政情報コーナーにおける縦覧

(2) 福島県のホームページへの掲載（公表する内容が相当量に及ぶ場合は、計画等の案及び概要と公表資料の入手方法のみを掲載することとして差し支えない。）

2 前項に規定するもののほか、実施機関は必要に応じ、次に掲げる方法により、計画等の案の公表について、広く県民等に知らせるよう努めるものとする。

(1) 実施機関における配布

(2) 県発行の広報紙への掲載

(3) 報道機関への発表

(4) その他実施機関が必要と認める方法

(意見提出期間等の明示)

第6条 実施機関は、県民等が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、少なくとも1か月以上の意見提出期間、提出方法及び提出言語の種類を定め、計画等の案を公表する際に明示しなければならない。

2 前項の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定めるものとする。

3 実施機関は、計画等の案についての意見を提出した個人又は法人等の氏名及び名称等を公表する場合には、計画等の案を公表する際にその旨を明示しなければならない。

(公聴会の開催)

第7条 実施機関は、前条の規定によるほか、計画等の案について公聴会を開催して意見の提出を受けようとするときは、次に掲げる事項を定め、計画等の案を公表する際に明示しなければならない。

(1) 公聴会の名称、開催の日時及び場所

(2) 公聴会において、意見を述べようとする場合の手続

(3) 公聴会において、書面による意見の申出があった場合に受け付けるか否かの旨

(4) その他公聴会の開催に必要な事項

(提出された意見の反映)

第8条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見を誠実に検討し、計画等を決定する。

2 実施機関は、前項の規定により計画等を決定したときは、計画等、提出された意見及びこれらに対する実施機関の考え方を公表しなければならない。ただし、提出された意見のうち、公表することにより、個人の権利利益又は法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項本文の規定による公表の方法について

て準用する。

(一覧の作成等)

第9条 実施機関は、この要綱に定める手続を行うときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に報告するものとする。

(1) 案件名

(2) 公表日

(3) 意見等の提出期間

(4) 計画等の案の入手方法及び問合せ先

2 知事は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成するとともに、県政情報センター及び県政情報コーナーに備え付け、及び、県のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、案件の一覧は、第3条第1項各号及び第2項の区分ごとに作成するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。